

社会福祉法人 松濤会 役員報酬規程

社会福祉法人 松濤会
規 則 第 1 3 号

【目 的】

第1条 この規程は、本法人の常勤役員の給与について必要な事項を定める。

【給与の種類】

第2条 役員の給与の種類は次のとおりとする。

- (1) 役員報酬
- (2) 退職金

【本俸表】

第3条 役員の本俸は月給制とし、月額本俸は別表1の本俸表により各人ごとに定める。

【その他】

第4条 本規程に定めのない事項に関しては、規則第3号の給与規程を準用する。

【改 正】

第5条 この規程の改正は理事会の議決により行う。

付 則

- 1 この規程は平成12年4月1日から施行適用する。